

## <研究ノート>

# 中間財務諸表の検閲と分析的検閲手続

—AICPA SAS 第24号をめぐって—

飯 岡 透

### 1 はしがき

昭和49年4月の商法改正によって営業年度を1年とする株式会社について定款への記載を条件に取締役会の決議による中間配当が認められ、銀行・証券・損保などの金融機関を除く上場会社のほとんどが1年決算に移行するに  
およんで、昭和47年3月に発表された「半期報告書に記載される要約財務諸表の作成手続に関する試案」(以下、「試案」と略称)に対して再検討が加えられ、昭和52年3月には「半期報告書で開示すべき中間財務諸表に関する意見書」(以下、「意見書」と略称)と「中間財務諸表作成基準」および「中間財務諸表監査基準」が公表されたことは周知のとおりである。

こうして、わが国における企業内容開示制度は一段と整備拡充されるにいたったが、「試案」における中間財務諸表は、「上半期を一つの独立の会計期間とみなし、原則として、正規の決算に適用される会計処理の基準と同等の基準を適用して行う中間決算<sup>(1)</sup>」にもとづき、いわゆる実績主義ないし期間独立思考 (discrete view, articulation approach) にしたがって作成されたのに対して、「意見書」における中間財務諸表は半期を一事業年度の構成部分とみなし、中間財務諸表を「当該事業年度の損益予測のために利用する<sup>(2)</sup>」ことを目的とした、いわゆる損益予測主義ないし期間損益予測思考 (integral view, prediction approach) に立脚して作成することが要求されているため、  
「中間決算に際しては一年間の事業活動の状況及びこれに伴う収益・費用の発生状態を勘案して会計数値の見積りを行ったり、費用の繰延処理や繰上計

上<sup>(3)</sup>」を行ない「正規の決算手続とは異なる手続を適用して中間財務諸表項目の数値を算出する<sup>(4)</sup>」必要があり、中間決算は「期間損益確定のための決算ではなく、中間会計期間に係る財務状況の概況を示す<sup>(5)</sup>」ために行なわれることになった。

こうして中間財務諸表は、「合理的と認められる範囲で見積数値を取入れ、また簡略な手続を適用して作成する<sup>(6)</sup>」ことが認められているところから、その監査の目的も中間財務諸表が「事業年度を構成する中間会計期間に係る有用な会計情報を提供しているかどうかを確かめることにある<sup>(7)</sup>」とされている。その結果、会計記録の監査にあたっては親会社、子会社および関連会社等との取引についての往査を省略することが認められ、また中間財務諸表項目の監査においても実査、立会、確認および親会社、子会社、関連会社等への往査を省略して、たんに取引に関する資料または記録の検討、勘定分析、責任者に対する質問などによってその金額の妥当性を確かめることが認められている<sup>(8)</sup>。

このように「中間監査手続」は、正規の監査手続よりは簡略な監査手続によることが認められてはいるが、アメリカの4半期報告書に対する検閲 (review<sup>(9)</sup>) よりは「はるかに正規の監査に近い<sup>(10)</sup>」ことや中間監査報告書に中間財務諸表が中間会計期間に係る有用な会計情報を提供しているかどうかについて総合意見を表明することが要求されているなど、なお慎重な検討を要する問題点が多い<sup>(11)</sup>。

そこで本稿ではアメリカにおける4半期報告書の監査手続、とくに分析的検閲手続 (analytical review procedures) に焦点をあてて若干の検討を試み、わが国における中間財務諸表監査の今後の展開のための手がかりを得ようとするものである。

注(1) 企業会計審議会「半期報告書で開示すべき中間財務諸表に関する意見書」(昭和52年3月) 2の2

(2) 同上

(3) 番場嘉一郎稿「中間財務諸表作成基準解説」(日本公認会計士協会編『半期報告と監査』大蔵財務協会 昭和52年 19頁)

## 中間財務諸表の検閲と分析的検閲手続（飯岡）

- (4) 「意見書」2の3
- (5) 同上
- (6) 「意見書」3の2
- (7) 企業会計審議会「中間財務諸表監査基準」（昭和52年3月）第1
- (8) 同上 第1の1および2
- (9) アメリカにおいては、4半期報告書に対する公認会計士の関与（involvement, associate with）について、たとえば、アメリカ公認会計士協会監査基準審議会（American Institute of Certified Public Accountants, Auditing Standards Boards）の監査基準書（Statement on Auditing Standards—以下SASと略称）第10号，“Limited Review of Interim Financial Information”（Dec. 1975）およびSAS第13号，Reports on Limited Review of Interim Financial Information（May 1976）にみられたように“Limited Review”という用語が使用されてきたが、1979年2月に公表されたSAS No. 24，“Review of Interim Financial Information”.（*J of A*, June 1979. pp. 109~113）では、単に“Review”という用語が使われている。
- (10) 飯野利夫稿「中間財務諸表監査基準解説」（日本公認会計士協会編『前掲書』51頁）。
- (11) たとえば、日本公認会計士協会監査委員会第2小委員会による「中間財務諸表の中間監査に関するアンケート」（*JICPA News* 第251号 1978年6月 47~50頁）を参照されたい。

## 2 分析的検閲手続の意義と内容

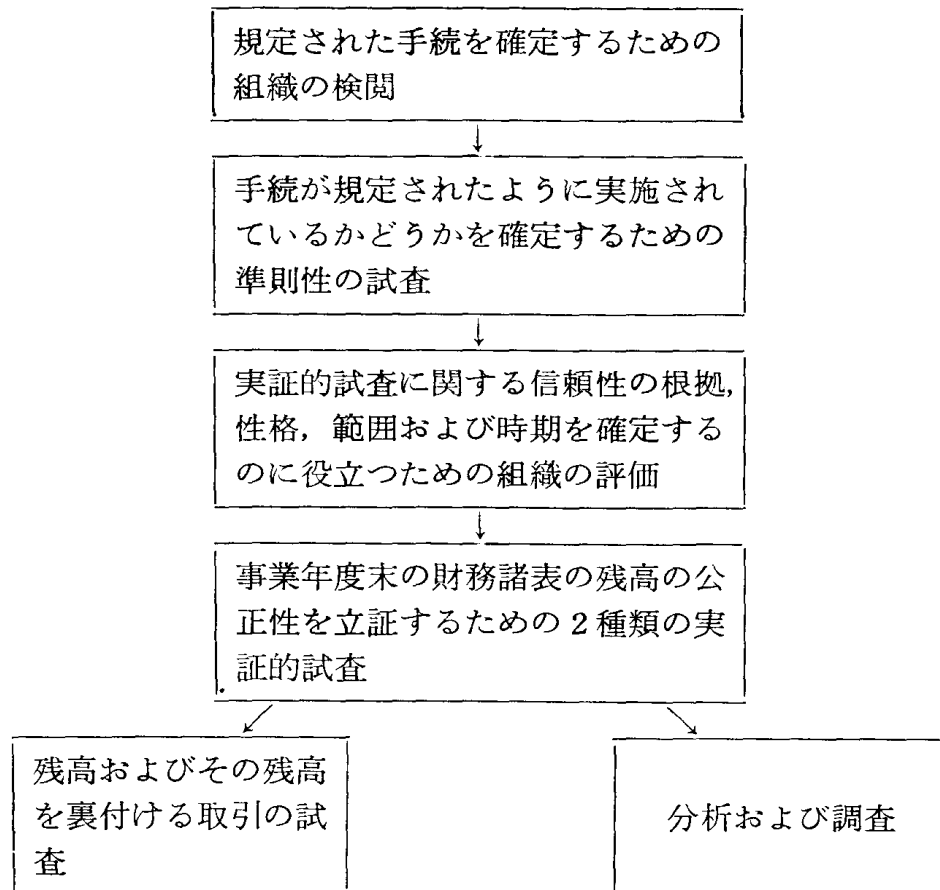
アメリカにおける中間財務情報の検閲手続は、後で詳細に検討するように、主として報告された財務情報に関する重要な会計事項についての質問（inquiries）と分析的検閲手続（analytical review procedures）からなるとされているが<sup>(1)</sup>、ここではまず分析的検閲手続の意義とその具体的内容について概説しておこう。アメリカ公認会計士協会監査基準審議会のSAS第23号は、分析的検閲手続の意義について次のように述べている<sup>(2)</sup>。

「分析的検閲手続とは、資料の相互関係を調査し比較することによって行なわれる財務情報の実証的試査（substantive test）である。実証的試査に対する監査人の信頼性は、取引および残高の明細についての試査および分析的

検閲手続のいずれかあるいはその両者の結合から得られるであろう。それを決定するのは、それぞれの手続の予想される効果と能率についての監査人の判断の問題である。分析的検閲手続の適用の基礎にある基本的前提は、資料の相互関係が存在し、反対の状況が存在しないかぎりその関係は継続するということが監査人によって合理的に予想できるということである。

そして分析的検閲手続が予想しない変動を確認するかあるいは予想した変動が存在しないことを確認した場合または異常と思われるその他の項目を確認した場合で、それが監査に重大な影響を与える事実を示すものと監査人が信じた場合には、さらにそれを調査すべきである。」

この定義において注目すべきことは、分析的検閲手続を実証的試査であるとしたことである<sup>(3)</sup>。ここに実証的試査とは、取引および残高についての会計処理の合法性と妥当性あるいは逆にそれら会計処理における誤謬と不正に関する証拠を入手する目的で、(a)取引および残高の明細に関する試査、(b)



## 中間財務諸表の検閲と分析的検閲手続（飯岡）

財務情報に適用される分析的検閲手続からなるものとされている<sup>(4)</sup>。そして、この実証的試査と「会計管理手続が規定されたように適用されているということについて合理的保証を与えること<sup>(5)</sup>」を目的とする準則性の試査（tests of compliance）とが、アメリカ公認会計士協会の監査基準書における監査手続の基本的な体系となっている。

いまこの準則性の試査と実証的試査との関連をテラーおよびグレッズエン（Donald H. Taylor and G. William Glezen）の示すフローチャートにより示せば前頁のとおりである<sup>(6)</sup>。

こうして、監査基準書第23号は分析的検閲手続を取引および残高の明細に関する試査とともに実証的試査を構成する重要な監査手続として位置づけているが、さらにその手続の具体的内容としては次のような手続を含むものとしている<sup>(7)</sup>。

- a 当期の財務情報とそれに対応する過年度の情報との比較検討
- b 当期の財務情報と見積数値（たとえば、予算および予測値）との比較検討
- c 当企業の経験にもとづいて予想したパターンと一致するものと思われる財務情報の諸要素間の相互関係の調査
- d 当期の財務情報と同一業種の類似の情報との比較検討
- e 当期の財務情報とそれに関連する非財務情報との相互関係の調査

このような分析的検閲手続は監査人の専門的判断にもとづき、金額、物的単位、比率、パーセントなどさまざまな方法で実施されるが、この手続を計画し、実施する場合には次の要因を考慮すべきであるとしている<sup>(8)</sup>。

- a 企業の性格 たとえば、多角的企業（diversified entity）の監査を行なう監査人は、その連結財務諸表に対して分析的検閲手続を適用することは多角的でない企業（nondiversified entity）の連結財務諸表にこうした手続を適用する場合ほどには効果的でもまた能率的でもないという結論を下すだろう。
- b 監査契約の範囲 たとえば、財務諸表の特定の要素、勘定または項目の監査にあたっては財務諸表の監査の場合より分析的検閲手続を実施するこ

とは少ないだろう。

c 企業の財政状態および経営成績に関する財務情報の利用可能性 予算、予測値、子会社または事業部門および中間期間の詳細な財務情報などがその例である。

d 関連のある非財務情報の利用可能性 財務情報に関連のある製造数量または販売数量、従業員数、労働者の作業時間、売場面積などがその例である。

e 財務情報および非財務情報の信頼性 監査人は財務情報または非財務情報を作成する手段についての理解を含んだ企業に対する知識によって、それらの情報が信頼できないという可能性も考えなければならない。これに関連して、監査人は過去の経験から得た企業に対する知識、内部会計管理の調査と評価の結果、取引および残高の明細についての試査の結果を考慮すべきである。また監査人は過年度において会計上の修正を必要としたさまざまな事項を考慮すべきである。たとえば、監査人は試算表上の金額が重要な修正を要すると思った場合には、それについての監査が完了する直前まではある種の分析的検閲手続をしないと決定するかもしれない。また企業の予算が動機づけの手段であり、確実性の高い財政状態、経営成績および財政状態変動の見積額でない場合には、監査人は費用と収益の実際額と予算額とについて限定された比較検討しか行なわないと決定することができる。

f 当企業と同一業種の企業に関する財務情報の利用可能性と比較可能性 監査人は売上総利益に関する情報のような同一業種の情報が合理的に利用可能でしかも現在の情報であるかどうかまたその情報を作成するために利用した資料が評価される情報と比較可能であるかどうかを考慮すべきである。たとえば、同一業種の一般的な情報は特種な製品を製造および販売している企業の情報と比較することはできないだろう。

ところで、こうした分析的検閲手続の第二段階は、資料の相互関係における重要な変動の調査である。つまり、「予想しない変動がみられる場合あるいは予想した変動が存在しない場合、さらに分析的検閲手続によって確認さ

## 中間財務諸表の検閲と分析的検閲手続（飯岡）

れた異常と思われるその他の項目が監査に重大な影響をもたらす問題であることを示す場合には、監査人はそれを調査しなければならない」のである。その場合、監査人は経営者に質問を行ない、(a)監査人の企業に関する知識および監査を通じてすでに入手したその他の情報を参照して、質問に対する解答の合理性を評価し、(b)その他の監査手続の適用によって質問に対する解答を確証する必要性を考慮すべきであると述べている。そしてこの場合経営者が重要な変動について納得のいく説明を提示できない場合には、監査人はさらにこうした変動を調査するために追加の手続を実施すべきである。

さらに分析的検閲手続の結果、こうした重大な変動を調査するために利用される手続の性格および範囲を決定するにあたって監査人の考慮すべき事項は次のとおりであるとしている<sup>(9)</sup>。

a 分析的検閲手続の目的 分析的検閲手続の目的は、たとえば、特別な配慮を必要とする領域を確認すること（たな卸資産の所在地によって、たな卸資産が著しく増加していることを確認するというようなこと）によって、監査計画の設定にあたって監査人に役立つだろう。こうした状況の下で監査人が重大な変動の説明を確証するために決定する範囲は、監査人が設定した監査計画が十分な証拠能力のある事実を提供するかどうか依存している。

b 項目の性格 たとえば、製造会社におけるたな卸資産回転率を調査する監査人は、決算日に手許にあると表示されているたな卸資産の異常な数量についての証拠のような他の証拠能力ある事実を入手することによって、質問に対する解答を確証することができる。

c 企業に関する監査人の知識 たとえば、監査人は当事業年度における製造部門の従業員による広範囲なストライキに気づくかもしれない。そして監査人はこれが販売数量の減少に対する十分な説明であり、この重要な変動を調査するために他の手続を適用しないという結論を下すことができる。

d その他の監査手続の結果 たとえば、監査人はすでに固定資産の取引の試査から多額の増加または除却に気づいているため、減価償却費の重大な変動を調査するために他の手続を適用しないと決定することができる。

e 監査人の内部会計管理の研究と評価 たとえば、監査人が貸倒償却の増加の説明を確証するために決定する範囲は、貸付部門における内部会計管理に対する監査人の評価によって変わるだろう。

このように、分析的検閲手続は財務情報を作成するため資料の相互関係を調査し比較検閲する監査手続であるが、アメリカにおける中間財務情報の検閲は主としてこの手続と質問によって行なわれるところから、分析的検閲手続は中間財務情報の検閲にあたってきわめて重要な役割を演じている。

注(1) AICPA, Auditing Standards Board, SAS No. 24, "Review of Interim Financial Information, *J of A*, June 1979. p. 109

(2) AICPA, SAS No. 23, "Analytical Review Procedures" Oct, 1978. AICPA, *Codification of Statement on Auditing Standards, Number 1 to 23*, 1979. p. 45. なお、SAS No. 23の「分析的検閲手続」については、石田三郎稿「財務諸表監査における分析的検閲手続」(『企業会計』第31巻11号123~130頁)に詳細な紹介があり、本稿の一部もこの紹介に負っている。

(3) 石田三郎『前掲稿』124頁

(4) *op. cit.*, p. 72.

(5) *ibid.*, p. 66

(6) Donald H. Taylor and G. William Glezen, *Auditing-Integrated Concepts and Procedures*, 1979. p. 353.

(7) AICPA, *Codification of Statement on Auditing Standards, Number 1 to 23*, 1979, p. 46.

(8) *ibid.*, pp. 47~48.

(9) *ibid.*, pp. 48~49.

### 3 中間財務諸表監査における分析的検閲手続

アメリカ公認会計士協会監査基準審議会の「中間財務情報の検閲」(Review of Interim Financial Information)と題する監査基準書第24号<sup>(1)</sup>は(以下、「基準書第24号」と略称)中間財務情報の検閲の目的について次のように述べている<sup>(2)</sup>。

「中間財務情報の検閲の目的は、会計士が質問や分析的検閲の手続により知ることができた重要な会計上の事実について、財務報告の実務に関する会



## 中間財務諸表の検閲と分析的検閲手続（飯岡）

計士の知識を客観的に適用することによって、一般に認められた会計原則にもとづき、こうした情報について重要な修正（modifications）を加えるべきかどうかについて報告するための根拠を会計士に与えることである。中間財務情報の検閲の目的は一般に認められた監査基準による財務諸表の監査の目的とは著しく異なっている。

監査の目的は財務諸表全般に関する意見を表明するための合理的な基礎を提供することである。これに対して、中間財務情報の検閲はこのような意見を表明するための基礎を提供するものではない。それはこのような検閲は内部会計管理の調査と評価、実査、立会、確認を通じて確実な証拠を入手することによって会計記録および質問に対する解答を検討したり、監査にあたって通常適用されるその他の手続を実施しようとするものではないからである。」

「基準書第24号」は中間財務情報の検閲の目的を以上のように指摘した後、その検閲手続を具体的に掲げているが、いまそれを要約して示せば次のとおりである<sup>(3)</sup>。

### （1）質 問

- (イ) 中間財務情報の作成にあたって、取引が記録、分類および要約される方法を理解するための会計組織に関する質問
- (ロ) 中間財務情報の作成に対する潜在的影響を確かめるための内部会計管理のすべての重要な変更に関する質問
- (ハ) 中間財務情報が一般に認められた会計原則に準拠し、かつそれが継続して適用されて作成されているかどうかに関する財務および会計に責任を有する役員その他経営者に対する質問
- (ニ) 当企業の営業活動または会計実務の変更に関する財務および会計に責任を有する役員その他経営者に対する質問
- (ホ) 検閲手続を適用する過程で疑問が生じた事項に関する財務および会計に責任を有する役員その他経営者に対する質問
- (ヘ) 中間決算日以降に発生した事項で中間財務情報の表示に重要な影響を与えと思われる事項に関する財務および会計に責任を有する役員その

他経営者に対する質問

(2) 分析的検閲

- (イ) 中間財務情報の実績と直近中間期間および前年同期の情報との比較検討
- (ロ) 中間財務情報と見積数値の比較検討
- (ハ) 当企業の経験にもとづいて予測したパターンと一致するものと思われる財務情報の諸要素間の相互関係の調査

(3) その他

- (イ) 中間財務情報に影響を与える企業活動を確認するために、株主総会・取締役会・各種委員会の議事録を閲覧すること
- (ロ) 報告されるべき情報が一般に認められた会計原則に準拠しているかどうかと検討するために、会計士の注目した情報にもとづいて中間財務情報を閲覧すること
- (ハ) 当企業の重要な一部門、子会社またはその他関係会社のうちの主要な会社の中間財務情報を検閲することを契約した他の会計士が存在する場合には、その会計士から報告書を入手すること
- (ニ) 財務情報に対する経営者の責任、議事録の完全性、後発事象、その他当該事情の下で文書による説明が適切であると会計士が考えた事項について経営者から文書による説明を入手すること

こうした中間財務情報の検閲をいかなる範囲について適用するかは次の事項を考慮して決定される<sup>(4)</sup>。

(1) 会計士の会計および報告実務に関する知識 関与会社の会計および財務報告実務の知識は重要な要素である。最近の年次財務諸表の作成における関与会社の実務を理解することは、検閲における質問およびその他の手続の実務上の基礎を提供する。こうした理解は1事業年度またはそれ以上の事業年度について関与会社の財務諸表を監査してきた会計士によってすでに得られているものとみなされている。

なんらかの理由で、会計士がこうした監査を実施しなかった場合でも関与

## 中間財務諸表の検閲と分析的検閲手続（飯岡）

会社の会計および財務報告実務および内部会計管理の制度を理解する必要性は変わらない。こうして会計士は特定の状況の下で中間財務情報の検閲にあたって意図した目的のために、こうした事項についての十分な知識を得ることができるかどうかについて考慮する必要がある。

(2) 会計士の内部会計管理の弱点に関する知識 関与会社の財務諸表監査を以前に実施したことのある会計士は、一般には1事業年度の財務諸表の作成に関する関与会社の内部会計管理についての知識を得ているであろう。こうした状況の下では、会計士の質問の主な目的は、(a)その監査以降に生じた組織の変更の影響、(b)年次財務諸表の作成にあたって利用した会計管理手続と異なった中間財務情報の作成に利用した会計管理手続の影響を確認し考慮することにある。内部会計管理の組織に弱点があり、そのため一般に認められた会計原則に準拠して中間財務情報を作成できないと思われる場合、またその結果として会計士が中間財務情報に自己の財務報告実務に関する知識を有効に適用することができない場合には、その弱点がこうした検閲の達成を妨げるほどに監査契約の範囲に制約を与えているかどうかを考慮すべきである。会計士はまたその状況について上級経営者、取締役会または監査委員会に助言すべきでありまた会計士は内部会計管理のその他の弱点について提言し、さらに内部会計管理の組織その他会計士の注意をひいた重要な事項の改善を勧告しようとするだろう。

(3) 会計士の営業活動の性格および量の変化または会計上の変更に関する知識 中間財務情報の検閲は関与会社の営業活動の性格および量の変化または会計上の変更会計士の注意を向けさせる。報告すべき中間財務情報に影響を与える変更の事例には、企業合同、企業の一部門の処分、特別なまた異常な取引あるいはあまり発生しない取引、訴訟の開始またはその他偶発的事項の発生、受取勘定およびたな卸資産の評価・繰延資産の計上・保証および従業員の年金に対する引当・前受収益などに関する会計上の見積に影響を与える売上高または原価の趨勢、会計原則あるいはその適用方法の変更などがあげられる。こうした変更が会計士の注意をひくような場合には、これらの

変更およびその影響が中間財務情報で報告される方法について質問しなければならない。

(4) 会計に関する公式見解の表明 財務報告の実務についての会計士の知識には財務会計基準に関する新しい公式見解の理解も含むことが期待されている。中間財務情報の検閲を実施するにあたって、会計士は関与会社の中間財務報告の実務に対するこうした新しい公式見解の適用可能性を考慮すべきである。会計士はまたその注意をひいた新しい種類の取引や事象について現行の公式見解の適用可能性についても考慮しなければならない。

(5) 多くの場所に保管されている会計記録 中間財務情報の検閲をする場合、一般的な会計記録が多くの場所に保管されている関与会社について往査すべき場所について考慮することは、通常一般に認められた監査基準に準拠して財務諸表の監査をする場合と同様である。通常は本社および会計士により選定された本社以外の場所で検閲の手続が実施される。

(6) 他の手続を実施する場合に生ずる疑問 会計士が中間財務情報の検閲をする際に報告すべき中間財務情報が一般に認められた会計原則に準拠しているかどうかについて疑問が生ずるような情報に注意をひいた場合には、会計士は中間財務情報について報告するのに適切であると考えられる追加的な質問をしました他の手続を利用すべきである。

(7) 検閲手続の修正 中間財務情報を検閲するための手続は、適切な場合には一般に認められた監査基準に準拠して実施した監査において適用した監査手続の結果を考慮に入れて修正することもできる。

注(1) AICPA, Auditing Standards Board, "Statement on Auditing Standards No. 24—Review of Interim Financial Information,, *J of A.* June 1979, pp. 109–112. この監査基準書は、さきに引用したアメリカ公認会計士協会監査基準審議会のSAS 第10号および第13号に代るものであり、その結果、SAS 第10号および第13号は廃止されることになったが、SAS 第10号の部分についてはほとんど改訂されていない。

SAS 第10号については日本公認会計士協会国際委員会により「監査基準第10号 中間財務情報の Limited review (中間財務情報に対する質問及び分析的な手続による検討)」(JICPA News Mar. 1979. 51–56頁)として訳出されており、

## 中間財務諸表の検閲と分析的検閲手続（飯岡）

本稿もこの訳文に負うところが大きい。なお、拙稿「アメリカにおける中間決算書の発展と現状(3)」(駒沢大学『経済学論集』第8巻4号)50~52頁参照。

(2) *ibid.*, p. 109.

(3) *ibid.*, pp. 109~110.

(4) *ibid.*, pp. 110~111.

## 4 む す び

これまで、アメリカ公認会計士協会監査基準審議会の SAS 第23号および SAS 第24号にもとづいて、アメリカにおける中間財務情報の検閲手続を紹介してきたが、すでにあきらかなようにその検閲手続は主として質問と分析的検閲手続である。

その理由は中間財務諸表が企業の利害関係者に対して事業年度末の損益予測に役立つ情報をタイムリーに開示することを目的とするところから、その検閲手続も確証的証拠にもとづかない概括的調査にとどまるを得ず、この点で確証的証拠にもとづく事実の確認により適正性の監査を目的とする財務諸表監査と著しくその性格を異にしている。このためアメリカにおいては中間財務情報に対する会計士の報告書ではなんら意見表明は行なわれず、単に消極的保証 (negative assurance) が行なわれるにすぎず、しかも中間財務情報の各ページ毎に未監査 (unaudited) と明記するよう要求されている<sup>(1)</sup>。

この点で、わが国における中間財務諸表の監査が、すでに冒頭で指摘したようにアメリカにおける検閲手続よりも「はるかに正規の監査に近い」ことや中間監査報告書に中間財務諸表が有用な会計情報を提供しているかどうかについて総合意見を表明することを要求していることは、タイムリー・ディスクロージャーを目的とする中間財務諸表の性格と意見表明に対する監査人の責任などの観点からさらに慎重な検討を必要とするものといえよう。

注(1) 中間財務情報に関する監査報告に関しては、拙稿「中間財務情報に対する会計士の報告書—AICPA SAS 第24号をめぐる—」(『企業会計』第32巻2号126—131頁)を参照されたい。